

建設業における仮設機材に起因する死傷災害発生状況(25)

～平成27年発生の死亡災害～

一般社団法人 仮設工業会 事務局

はじめに

本会においては、会報「仮設機材マンスリー」の平成25年10月号から、下記のとおり建設業における仮設機材に起因する死傷災害発生状況を掲載しています。

- (1) 平成25年10月号・災害の概要
- (2) 平成26年 1月号・平成22年・機材センター
- (3) 平成26年 2月号・平成22年・脚立
- (4) 平成26年 3月号・平成22年・梯子
- (5) 平成26年 4月号・平成22年・つり足場
- (6) 平成26年 5月号・平成22年・移動式足場
- (7) 平成26年 7月号・平成24年・死亡災害
- (8) 平成26年10月号・平成23年・機材センター
- (9) 平成26年12月号・平成23年・枠組足場
- (10) 平成27年 1月号・平成23年・移動式足場
- (11) 平成27年 2月号・平成23年・支保工
- (12) 平成27年 3月号・平成23年・アルミニウム合金製可搬式作業台・高所作業台
- (13) 平成27年 9月号・平成25年・死亡災害

- (14) 平成27年11月号・平成24年・機材センター
- (15) 平成28年 4月号・平成24年・枠組足場
- (16) 平成28年 5月号・平成26年・死亡災害
- (17) 平成28年 9月号・平成25年・機材センター
- (18) 平成28年10月号・平成25年・各種足場
- (19) 平成29年10月号・平成26年・機材センター
- (20) 平成29年11月号・平成26年・各種足場
- (21) 平成30年 1月号・平成26年・足場板
- (22) 平成30年 8月号・平成27年・機材センター
- (23) 平成30年 9月号・平成27年・各種足場
- (24) 平成30年11月号・平成27年・脚立

今回の死亡災害発生状況は、平成27年における仮設機材に関する死亡災害を、厚生労働省のデータベース（職場のあんぜんサイト）から抜き出し、仮設工業会事務局において取りまとめたものです。本災害発生事例を参考にして、仮設機材に関する同種災害の再発防止や教育等にお取り組みください。

1 機材センター関係（機材センターに参考となると思われる事例を含む。）

NO	死亡災害発生状況（平成27年）
1	労働者はフォークリフト（最大荷重3t）を運転して、倉庫内に製品を搬入した後、倉庫から出るときにシャッターを閉めようとフォークリフトに搭乗したまま体を乗り出して、出入口横にある開閉ボタンを押そうとした。その時にブレーキペダルの踏み込みが完全ではなかったため、労働者が体を乗り出したままフォークリフトが前進し、シャッター前の衝突防止用ポールとフォークリフト左後部にはさまれ死亡した。
2	被災者（外国人技能実習生）は、屋外にて、最大荷重2tのフォークリフトを用いて、ゴミの片づけ作業を行っていたところ、フォークリフトのタイヤが地面（土）の窪みに落ちて横転した。運転していた被災者は、横転したフォークリフトから投げ出され、フォークリフトと地面の間に挟まれて死亡した。
3	資材置場である倉庫において、修理を終えた建設現場で使用する機械を、運送業者のトラックから荷卸しするために、フォークリフトを運転していた被災者（無資格）が、下り坂のスロープ（傾斜は3～6度）で、フォークリフトのエンジンを停止後、下車してトラックに近づいたところ、スロープを逸走してきた無人のフォークリフトとトラックとの間にはさまれ死亡したものの。

8	木造平屋建の倉庫新築工事現場において、外壁下地に貼るシートを固定するため高さ3.66mの仮設足場上（2段目）でしゃがんで作業していたところ、バランスを崩し、足場と建物の間から墜落した。墜落時2段目の布板から1段目の布板に激突したあと、地面のコンクリート床に墜落した。頭部を強打し死亡したもの。保護帽は未着用。
9	被災者は体育館耐震補強工事において、最上段のみ作業床を全面に敷き詰めた足場上（高さ約10.3m）で照明器具の取付状況の点検作業を行っていたところ、開口部（約70cm角）から墜落して死亡した。
10	被災者は、LNGタンク建設工事現場において、底板の溶接作業に従事していた。同時刻、タンク内の高さ44.2mの足場上では、他の事業場の労働者が吊りピース（7.6kg）を屋根の梁に溶接する作業を行っていた。この作業は、吊りピースを持つ者とその反対側から溶接する者の2人作業であるが、吊りピースを持っていた者が何らかの原因により感電し、吊りピースを落としてしまい、吊りピースが被災者の背部に当たったもの。
11	被災者は、ビル屋上に設置された足場（手すりあり、昇降設備なし）において看板の撤去作業を行っていたところ、高さ約10mの足場の作業床から屋上面に墜落し死亡したもの。
12	木造2階建て住宅新築工事現場において、軒天の塗装作業中に仮設足場を歩行しているとき、高さ3.09m（2段目）の足場上で2枚敷きの布板の内、1枚が取り外された状態で設置されており、足場板の抜けていた開口部分から墜落し1段目の足場板に激突したのち、地面に墜落したもの。
13	住宅の外壁張替工事において、高さ5.4mの3段目の足場上で窓枠のコーキング作業を行っていたところ、バランスを崩し足場内側と建物の間に墜落した。墜落時に2段目の布板に激突し、その後地面に墜落した。被災状態を見ていた者はおらず、近くで作業していた大工が物音に気付いて被災者を発見した。被災後、入院治療を行っていたが平成27年11月19日死亡したもの。
14	足場解体作業中、高さ16mの足場から墜落したもの。災害時、親綱は張られており、被災者は安全帯を着用していたが、使用していなかった。保護帽は着用していた。
15	鋼管製足場組立作業中の被災者が、高さ約8.8mの足場上を通行中、「ウワー、感電した」との言葉を発し足場作業床に倒れこんだ。当該足場の下層に居た他の作業者がすぐに被災者の所へ行行ったところ、呼びかけには応答せずうなり声をあげていたが、やがて声を発しなくなり全く反応が無くなった。狭隘な足場上であったため救出に10分程度を要し、足場から搬出後、心肺蘇生法を行い救急搬送されたが、死亡したもの。
16	既存のスレート屋根部分の改修工事のため、2名でスレート屋根上に上り、墜落防止用のネットをスレート上にかぶせる作業を行っていたところ、スレート屋根を踏み抜き、高さ約5m下のコンクリート床面に墜落し、当日13時頃死亡した。
17	S造2階建て住宅解体工事現場において、丸太足場に設置した養生シートのうち、3層目部分を外すため、被災者が丸太足場の3段目に登って作業していたところ、約5m下の隣地との境界にある柵に墜落し、さらに約1m下の隣地に墜落した。ただし、災害発生前後の目撃者はいない。また、被災者は事業場に対し請求書を提出し報酬をうけていた等により労働者性に疑義があったが、労働者性が認められた。
18	集合住宅の外壁改修工事現場において、被災者と同僚が外部足場の落下防止柵の組み立て作業を行っていたところ、被災者と同僚が乗っていた落下防止柵が崩壊し、作業をしていた2名が墜落した。